

誓約書

【1.経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置】

私は、経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられているものではありません。

【2.暴力団排除に関する誓約】

私は、高圧ガス保安協会が実施する令和8年度高圧ガス保安活動促進週間ポスターデザイン制作の公募にあたり、下記a)～e)いずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- a) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- b) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- c) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- d) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- e) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

【3.ポスターデザイン制作に関する誓約】

私は、高圧ガス保安協会が実施する令和8年度高圧ガス保安活動促進週間ポスターデザイン制作の公募にあたり、下記に該当することを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- a) フリー画像等、広く使われているものを使用していないこと。
- b) 著作権があるもの又は発生するもの（他者のデザイン、写真、商品、商標など）を使用していないこと。
- c) 他者の作品や公表物等の類似、流用、模倣を行っていないこと。
- d) 生成AIを使用、活用していないこと。
- e) 既存の事業所等が特定されるデザインとしていないこと。

令和 年 月 日
(事務所所在地)

(事業者名及び代表者名)

印